

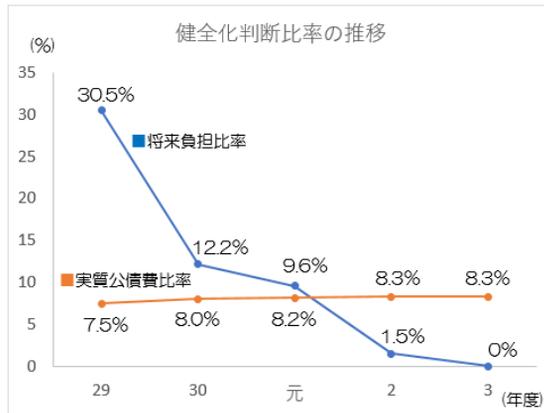
◆市の財政健全化判断比率を公表します

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、令和3年度の健全化判断比率及び資金不足比率を公表します。

○健全化判断比率とは

健全化判断比率には、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率の4つの指標があります。⑤資金不足比率は、地方公営企業会計の会計ごとに、資金の不足額を事業の規模で除したものです。

わかりやすく言うと、財政状況が危うくなった時点でイエローカード（早期健全化基準）により警告を与え、その自治体自らが財政再生できないと明確になればレッドカード（財政再生基準）で、国の関与のもとに財政再生に取り組むことになる制度です。



令和3年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率

指標	指標の内容	田村市の比率	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	一般会計等（田村市では一般会計、診療所事業特別会計）の実質赤字比率です。 ※対象とされる会計はすべて黒字であり、実質赤字比率は算出されません。	—	12.85%	20%
②連結実質赤字比率	すべての会計（一般会計等、公営事業会計（田村市では国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、公営企業会計））の実質赤字比率です。 ※対象となる会計はすべて黒字であり、連結実質赤字比率は算定されません。	—	17.85%	30%
③実質公債費比率	公債費や公債費に準じた経費の比重を過去3か年の平均値で示す比率です。 ※前回算定値(令和2年度:8.3%)と比べると同比率となりました。 前年度と同比率となった主な要因は、地方債の現在高は減少しているものの、令和元年台風19号災害による災害復旧事業債の発行などによる元利償還金（地方債の償還）が増加するとともに、新型コロナやDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進などによる普通交付税の増額により、比率を算定する分子と分母がそれぞれ増額となったためです。	8.3%	25%	35%
④将来負担比率	地方債残高のほか、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債をとらえた比率です。 ※前回算定値(令和2年度:1.5%)と比べると1.5ポイント下がりました。 前年度から比率が減少した要因は、地方債残高の減少や一部事務組合への建設公債費の負担金が減少する一方で、財政調整基金や減債基金の取崩しが減少したため、将来負担に対する充当可能基金が増加したことによるものです。	—	350%	—
⑤資金不足比率	公営企業会計（田村市では水道事業会計、公共下水道事業会計、病院事業会計、滝根町観光事業特別会計）ごとの資金不足に対する比率です。 ※すべての公営企業会計において資金不足額、資金不足比率はありません。	—	20%	—

①及び②については黒字のため、④については、将来負担比率に対して充当可能基金が上回ったため、⑤については、資金不足が発生していないことで、数値が算定されなかったため、「—」と表示しています。
今後も引き続き健全な財政運営に努めていきます。